

区分番号	要請番号	区分	要請先	取扱	新規・継続	要請事項	要請理由	備考
L01	1	航空労働者のメンタルヘルスケア	厚生労働省	A	継続	航空労働者の勤務には、長時間勤務、シフト勤務や深夜早期勤務、時差を伴う勤務、スケジュールが頻繁に変更される勤務など、非常に多くの変則的な勤務が存在する。これはいわゆる定時出退社を基本とする勤務体系とは対極をなすものであり、実態として現行の労働基準法や労働安全衛生法で十分に律することが出来ない。しかし、実際に法的には規制されないものの極めて過酷な勤務が発生しており、その結果、精神疾患を患ったり長期の病欠欠勤を余儀なくされるものも多数報告されているのが現実である。航空労働者をはじめとする変則時間勤務に携わる労働者の健康を守るために、発生している実態に着眼し必要な制限をおこなう法整備を行うこと	現行の法体系が労働時間や残業時間の累積・頻度など時間数を中心とした法規制となっている一方で、労働が行われる時間帯や時間数が健康的な生活時間帯・生活リズムとの乖離をもたらす変則性に着眼した規制はほとんど無い。変形労働時間制勤務においてはそういった変則性に対する法的な制限が乏しいため、しばしば過酷な変則勤務が横行しまたは常態化してメンタルを含め健康がむしばまれる。 航空業界は、航空機が24時間365日休みなく運航されておりあらゆる時間帯に勤務が発生する一方で、航空のほとんどの職域の労働者がそのすべての時間帯をカバーすべく、深夜早期時間や徹夜の勤務のみならず、始業時間・終業時間や連続就業時間が毎日変化する勤務体系や、国際線乗務員に至ってはそれに加えて朝・昼・晩の生活リズムと体内時計が外地滞在と日本帰着の繰り返しで常に一致できないことは日常茶飯事である。労働契約等をもって一定度の歯止めはあることが一般的であるが、それでも昨今の危機的な人員不足や航空会社のコストカット志向、コロナ禍における業務環境の変化などから、しばしば過度に変則的な勤務が発生し健康被害に至る例は少なくない。これらは労働時間やその累積をもって規制することが中心の現行法体系では、変則性という軸で過酷な勤務を律することが十分に出来ないことに起因する。 また、航空分野では運航乗務員等の運航管理に国際民間航空条約の勧告に基づく「疲労管理」の手法が取り入れられ、これに基づく疲労管理による制限が導入され始めているが、これは個々の乗務便・乗務パターンの乗務時間・勤務時間の制限等を設ける単発的な要素の強い勤務管理であり、主として個々の飛行の安全性について着眼するものであって、個々人の長期的な健康やストレスケアを目的とする規制ではない。こういった航空安全が求める「疲労管理」を包含しつつ、労働者のライフサイクルでの健康を守るという労働安全としての着眼点を踏まえた規制が必要である。 航空業界のみならず、過度な変則勤務から労働者の健康を守る観点から、変形労働時間制の勤務においては労働時間の多寡に加えて、深夜勤務や時差の影響を受ける変則的な勤務の乱用を防止するため、具体的な基準を取り入れた規制を行うための法整備が必要である。	継続要請
L01	2	航空労働者のメンタルヘルスケア	厚生労働省	A	継続	航空業界は、安全運航を第一義として使命とする観点から、平時においても高いレベルで心の健康問題に取り組む社会的責務がある。航空機の運航に携わる職種の特長性からもストレスを受けることが多く、厚生労働省もこの点を理解した上で航空労働者の職場環境改善に対して然るべき対応を行い、必要に応じ指導監督を行うこと	航空労働者の心理的ストレスには次のような特徴がある。航空業界ではあらゆる業務で高度な確実性、迅速性が求められるため、「恒常的に心身共に強いストレスを感じながら従事している」「心的ストレスを背景にした些細なミスが重大事故に繋がる危険が常につきまとう」と臨床心理に関わる専門家、医療の専門家などからの指摘がある。 さらに、航空機は24時間休みなく運航されていることから、運航乗務員、管制官、気象専門職、整備士、貨物の搭降載を行う職員などに至るまで、運航に携わる者は夜間勤務を含む不規則な生活を強いられる。また運航乗務員においては、一か月に多い時で14泊の泊りを伴う勤務スケジュールをこなす、国際線では時差を抱えた中で勤務することも多く、法の範囲内で働いていても疲労の限界を超えている場合もある。 航空労働者のメンタルヘルスケアについて、厚生労働省には一般的なストレスチェックだけでは十分に把握できない特殊性の多い働き方について、そういった労働者の状況に着眼し改善する施策も行っていたいただきたい。	継続要請
L02	1	労働時間の適切な把握	厚生労働省	A	継続	会社指示により拘束された時間や暗黙の指示による業務を行った時間について、労働日・労働時間を律する法規の目的・定めや、国のガイドラインに合致した解釈や運用が行われないことは、コンプライアンス違反であり是正されるべきものであるとして取り扱うこと	一部航空会社では乗務員が乗務以外の会社指示業務において労働時間の算入が行われない取り扱いが横行している。「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき処置に関するガイドライン（平成29年1月20日）」によると「労働時間に該当するか否かは、労働契約や就業規則などの定めによって決められるものではなく、客観的に見て、労働者の行為が使用者から義務づけられたものといえるか否か等によって判断されるもの」とされている。その作業を行わなければ就業・勤務が成立しない業務が、指示あるいは暗黙による指示により行われながら労働時間には算入されない事例は明らかに法違反である。 平時は言うまでも無く、特殊な事態が発生した状況下であっても、会社指示による拘束時間や会社指示あるいは暗黙の指示による業務を行った時間については、労働日・労働時間に関する法規の目的と定めあるいはガイドラインに合致した解釈や運用が行われないことは、いわゆるコンプライアンス違反であり是正されるべきものであるとして取り扱うこと。	継続要請

L3	1	救急ヘリコプター(ドクターヘリ)	厚生労働省	A	継続	ドクターヘリの安全運航のために安定した財政運営のもとでの運航体制が確立されるように、引き続き予算の確保などを含めて運航関係者ととも協力すること	ドクターヘリの公共性、重要性は社会で広く認知され、その需要は年々増加している。安全運航の堅持を前提に、救急医療の必要数に応じたヘリコプターの機体数の増加、運航関係者の増員、燃料価格の変更、機体の維持管理等諸事情にも柔軟な対応が可能な予算設定が求められている。また、従前の活動区域を越えて対応を求められるような事例も発生していることから、平時でない状況が発生したときの運航体制のあり方などもふくめ、常に安全で安定的な運航を継続するという視点で検討されることが重要である。	継続要請
L3	2	救急ヘリコプター(ドクターヘリ)	厚生労働省	B	継続	ドクターヘリの運航乗務員、搭乗整備士が安全運航を最優先に職務に専念する為にも、精神的な面に対する配慮とバックアップが必要であり、必要な対策を講じること	救命救急の現場で航空輸送に関わるドクターヘリの運航乗務員と搭乗整備士は、特殊な医療現場へ必然的に関わってしまうケースがあり、運航現場のみならず日常的な精神的ケアについて着眼する事が必要である。以前より「関係する医療関係者の研修等こういった観点の周知がなされている」との答弁をいただいているが、引き続き重要な着眼点として、現場での情報の共有をお願いしたい。	継続要請